

付録三 原産地申告の申告文

「この文書の対象となる製品の輸出者（認定番号（注釈１））は、別段の明示をする場合を除くほか、当該製品の原産地（国名（注釈２））が特惠に係る原産地であることを申告する。」

注釈１ 括弧内に、認定輸出者の認定番号を記入する。

注釈２ 括弧内に、当該製品の原産地を記入する。